

～図書類取扱業者、家庭用ゲームソフト販売店の皆様へ～

青少年の健全な育成を阻害する有害図書類（以下「有害図書類」という。）に関する規制（第6条・第7条）

成人向け雑誌などの有害図書類については、愛知県青少年保護育成条例により
包装や区分陳列の方法が定められています。

愛知県青少年保護育成条例に基づく条例調査員が管内の書店やコンビニエンスストア及びゲームソフト販売店などに対して、定期的に巡回調査を行っていますので、調査にご協力をお願いします。

⇒調査を拒んだり、妨げたりすると10万円以下の罰金

〈図書類取扱業者〉

●販売等の禁止

図書類取扱業者は、有害図書類を18歳未満の青少年に販売、頒布、贈与、貸与、閲覧等させてはいけません。

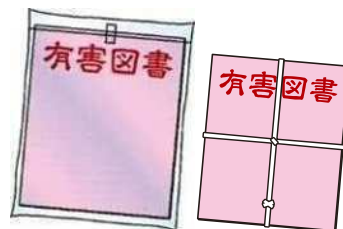
→ 違反すると6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

●包装の方法

図書類取扱業者は、有害図書類を陳列するときは、青少年が閲覧できないように次のいずれの方法により包装しなければなりません。

- ビニール袋等により有害図書類全体を包装
- 有害図書類を伸縮しない材質のひもで十字掛け又はたすき掛けにして縛る
- その他知事が認める方法

【雑誌類小口（開閉部）の2か所をビニールテープにより止める】



⇒違反すると勧告が行われ、勧告に従わないと30万円以下の罰金

〈家庭用ゲームソフト販売店〉

- 愛知県ではCEROを条例の規定に基づく団体として指定していますので、「コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）」のレーティングにより、『Z（18歳以上のみ対象）』区分のマークが表示された家庭用ゲームソフトについては、平成18年5月31日から条例の規定に基づく有害図書類となり、18歳未満の青少年への販売が禁止されています。

〈レーティング区分〉



- なお、CEROのほかにも日本ビデオ倫理協会、コンピュータソフトウェア倫理機構及び一般社団法人日本コンテンツ審査センター（一般社団法人映像倫理機構から名称変更）の3団体が条例の規定に基づく団体として指定されていますので、次のマークが表示されたビデオソフト及びパソコンソフトについても、18歳未満の青少年への販売等は禁止されています。

⇒違反すると勧告が行われ、勧告に従わないと30万円以下の罰金

日本ビデオ
倫理協会



コンピュータソフトウェア
倫理機構



一般社団法人
映像倫理機構



一般社団法人
日本コンテンツ審査センター



●区分陳列の方法

図書類取扱業者、家庭用ゲームソフト販売店は、有害図書類を陳列するときは、有害図書類の陳列場所を屋内の容易に監視できる一定の場所に設け、次のいずれかの方法により、陳列しなければなりません。

⇒違反すると勧告が行われ、勧告に従わないと30万円以下の罰金

1 間仕切り等により仕切られ、かつ、他から容易に見通すことができない場所を設け、まとめて陳列する。

2 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の外周から60cm以上離れた場所に設けられた棚に、まとめて陳列する。

3 有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面に設置する棚に、まとめて陳列する。

4 各棚板の前面と直交する鉛直線上に、当該棚板の前面から10cm以上張り出して設けた透視できない材質、構造の仕切り板と仕切り板との間に陳列する。

5 床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する。

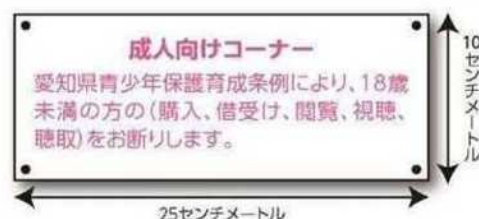
6 その他知事が認める方法

(参考)
※コンピュータエンターテインメント産業の振興・健全な発展等に寄与することを目的として、主要なソフト製造会社が会員となり設立された「コンピュータエンターテインメント協会(CESA)」では、各販売店に対して「5」番の方法により、区分陳列すること及び区分陳列した棚に区分陳列POPの設置のご協力をお願いしております。

●表示の方法

有害図書類陳列場所には、次の表示をしなければなりません。

⇒違反すると勧告が行われ、
勧告に従わないと30万円以下の罰金



〈問い合わせ先〉

担当部署	所在地	電話番号
愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6175
東三河総局県民環境部総務県民課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-54-5111
新城設楽振興事務所県民防災安全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1	0536-23-2111
尾張県民事務所総務県民課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7211
海部県民事務所県民防災安全課	〒496-8531 津島市西柳原1-14	0567-24-2111
知多県民事務所県民防災安全課	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8112
西三河県民事務所総務県民課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4	0564-23-1211

編集・発行

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6175(ダイヤルイン)

HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/>

E-mail syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp